

敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書

受付日	回答日	N o	質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
8月28日	9月4日	1	募集要項と業務仕様書の優先関係について	募集要項「4 指定管理の業務内容」（4 ページ）の柱書きには、「指定管理者の行う業務は下記のとおりとし、業務の具体的な内容は、別紙「敦賀市知育・啓発施設指定管理者業務仕様書」のとおりとする。」と記載されています。 募集要項と業務仕様書の記載に差異がある場合は、業務仕様書の定めによるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項と業務仕様書の記載（表現）に差異がある場合は、原則として業務仕様書の定めを優先します。
		2	提出書類の用紙サイズ及び枚数制限について	様式集「1 提出書類作成において遵守すべき事項」（2）イ（1 ページ）には「各様式の枚数制限を遵守すること。」と記載されていますが、様式集には提出書類ごとの用紙サイズ及び枚数を示す一覧が掲載されていません。 次の提出書類について、それぞれの用紙サイズ及び上限枚数をご教示ください。 ① 指定管理事業計画書（募集要項 1 1 （4）、1 2～1 3 ページ） ② 準備業務に関する提案書のうち「イ 改修計画」（募集要項 1 1 （9）イ、1 4 ページ） ③ 準備業務に関する提案書のうち「ウ 市有在庫の活用と新規書籍の導入に関する考え方」（募集要項 1 1 （9）ウ、1 4 ページ） ④ 事業全体の考え方、実施体制（募集要項 1 1 （1 1）、1 4 ページ）	ご指摘いただきました用紙サイズ及び提出書類ごとの上限枚数は、以下のとおりとします。 ① 1 1 申請書類（4） 「指定管理事業計画書」 任意様式 A3判 3枚以内 ②、③ 1 1 申請書類（9） 「準備業務に関する提案書 任意様式 A3判 3枚以内 ④ 1 1 申請書類（1 1） 「事業全体の考え方、実施体制」 任意様式 A3判 1 枚 また、その他提出書類の用紙サイズはA4判又はA3判とし、上限枚数は任意とします。
		3	事業報告書の提出期限について	事業報告書の提出期限について、募集要項 4 （2）ク（5 ページ）は「会計年度終了後 6 0 日以内」、業務仕様書 9 （2）ア（5 ページ）は「会計年度終了後 2 か月以内」と記載されています。 両者は同一の期限を指すものと理解してよろしいでしょうか。異なる場合は、いずれの期限によるべきかご教示ください。	事業報告書の提出期限は、業務仕様書「9（2）ア」に定める「会計年度終了後 2 か月以内」とします。 募集要項「4（2）ク」の「会計年度終了後 6 0 日以内」と実質的に同じ期間を指します。

敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書

受付日	回答日	N o	質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
8月28日	9月4日	4	事業報告書の報告項目及び報告頻度について	募集要項4（2）ク（5ページ）は、③利用者数の実績、④利用料の収入の状況、⑤管理運営に係る経費の収支状況、⑥運営期間中に新たに調達した書籍等の4項目について「四半期ごとに報告書を提出すること」と記載しています。 一方、業務仕様書9（2）ア（5～6ページ）は、（ウ）利用者数の実績、（エ）利用拒否等の件数・理由、（オ）書籍料金等の収入実績、（カ）自主事業の実施状況、収支状況等、（キ）事故、苦情、要望等があった場合、その内容と対応状況、（ク）指定期間中に新たに調達した書籍等の6項目について「毎月終了後、翌月の10日まで」、（ケ）管理運営経費の収支状況について「四半期毎」と記載しています。 ① 利用者数の実績、収入実績及び新たに調達した書籍等の報告頻度は、毎月と四半期ごとのいずれによるべきかご教示ください。 ② 業務仕様書に記載があり、募集要項に対応する項目のない（エ）利用拒否等の件数・理由、（カ）自主事業の実施状況、収支状況等、（キ）事故、苦情、要望等の内容と対応状況についても、業務仕様書のとおり毎月報告するものと理解してよろしいでしょうか。	事業報告の項目と頻度は、業務仕様書「9（2）ア」に記載のとおりとします。 そのため、①及び②の質問に記載の書類につきまして、「毎月終了後、翌月の10日まで」に提出してください。
		5	報告の対象となる収入の範囲について	募集要項4（2）ク④（5ページ）は「利用料の収入の状況」、業務仕様書9（2）ア（オ）（5ページ）は「書籍料金等の収入実績」と記載されています。 募集要項「8 利用料金等に関する事項」（8ページ）に掲げる（1）本施設の利用者が施設の一部を占有する際の利用料金、（2）本施設の利用者に対して知育・啓発サービスを提供する企業等が負担する利用料金、（3）利用者が書籍等を取得する際の書籍等料金のうち、報告の対象となる範囲をご教示ください。 また、自主事業に係る収入の取扱いについても、あわせてご教示ください。	募集要項「8」に記載するすべてが報告対象となります。また、自主事業に係る収入についても同様です。
		6	次年度に係る事業計画書の提出期限について	次年度に係る事業計画書の提出期限について、募集要項4（2）ク（5ページ）は「会計年度開始までに当該会計年度に係る事業計画書を提出すること」、業務仕様書9（2）イ（6ページ）は「毎年10月末日までに次年度の事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を受けること」と記載しており、両者に差異があります。 ① 提出期限は、業務仕様書に定める10月末日によるものと理解してよろしいでしょうか。 ② 業務仕様書にのみ記載のある収支計画書の提出、及び貴市の承認を受ける手続についても、あわせて必要と理解してよろしいでしょうか。	次年度の事業計画書及び収支計画書の提出期限は、業務仕様書「9（2）イ」に従い「毎年10月末日」とします。 ただし、令和9年度分については、この限りではありません。

敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書

受付日	回答日	N o	質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
8月28日	9月4日	7	修繕費の負担者について	1件当たり20万円以上50万円未満の修繕について、募集要項7(2)(7ページ)は「市及び指定管理者との間で協議の上、市が指定する修繕料の中から指定管理者が修繕を行う」、業務仕様書6(4)イ(4ページ)は「敦賀市と指定管理者が修繕の必要性を検証し、双方で協議の上、負担者を決定する」と記載しています。当該費用の負担者及び支出の方法をご教示ください。 また、1件当たり50万円以上の修繕について、募集要項7(2)は「指定管理者と協議の上、市が修繕を行う」、業務仕様書6(4)イは「市がその必要性を検証し、指定管理料とは別に市が予算措置をした上で、修繕を行う」と記載していますが、いずれも費用は市の負担とし、市が修繕を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	「1件当たり20万円以上50万円未満の修繕」については、業務仕様書「6(4)イ」に基づき、敦賀市と指定管理者が修繕の必要性を検証し、双方で協議の上、負担者を決定します。敦賀市が負担することとなった場合は、敦賀市が別途予算措置を行います。 「1件当たり50万円以上の修繕」については、お見込みのとおりです。
		8	準備業務費により購入した書籍等の所有権の帰属について	業務仕様書8(6)(5ページ)は「指定管理者が指定期間中に管理経費により購入した物品については、敦賀市の所有に属するものとする。」と記載しています。他方、募集要項9(7)イ(10ページ)により、準備業務の契約締結手続は指定管理業務とは別途行うものとされています。 準備業務費により購入した書籍等の所有権の帰属(市有在庫となるか指定管理者の所有となるか)をご教示ください。あわせて、図表3「指定管理更新時想定スキーム図」(10ページ)における「新規在庫」の帰属についてもご教示ください。	準備業務費により購入した書籍等(図表3「指定管理更新時想定スキーム図」における「新規在庫」を含む)の所有権は、敦賀市に帰属します。
		9	福祉事業に関する取組状況の様式について	様式1の1「指定管理者指定申請書」(様式集3～4ページ)の提出書類欄には「福祉事業に関する取組状況」が掲げられ、募集要項11(8)オ(13ページ)にも「福祉施策に関する取組状況(障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組み等)」の提出が求められていますが、様式集に対応する様式が掲載されていません。 任意様式により作成するものと理解してよろしいでしょうか。指定の様式がある場合は、ご提示くださいますようお願いいたします。	福祉施策に関する取組状況の提出様式は、任意様式とし、A4 1枚程度としてください。
		10	指定管理者指定申請書等のファイリング方法について	法人登記簿や企業情報等に関する「(1)、(2)、(3)、(7)、(8)」を一冊にまとめ、事業計画書や収支計画書等に関する「(4)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)」を別冊として、計2冊に分けてファイリングするものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。また、各項目の区分として「ア」「イ」「ウ」等のインデックスを貼付する形式でよろしいでしょうか。	様式集「1 提出書類作成において遵守すべき事項(3)イ、ウ」の指示に基づき、「敦賀市知育・啓発施設指定管理者指定申請関係書類」と「敦賀市知育・啓発施設指定管理者提案書類」の2冊に分けてファイリングしてください。 また、インデックスの貼付に関しては、内容を容易に確認できるよう整理されていれば、ご指摘の方法で差し支えありません。

敦賀市知育・啓発施設指定管理者募集に係るプロポーザル質問回答書

受付日	回答日	N o	質 問 事 項	質 問 内 容	回 答
8月28日	9月4日	11	市有書籍在庫について	市有書籍在庫のうち、日焼けなどを含む汚損・破損在庫および継続陳列には適さないと判断される在庫については、指定管理者準備金3,000万円を使用して償却するのか、それとも貴市でご検討いただけるのかをご教授ください。	市有書籍については、提案内容に基づき、市と新たな指定管理者にて協議の上、除却すべきと判断するものは当市において対応します。